

7 歩掛の補正

	改正後	現行
誤	<p>7 歩掛の補正 (略)</p> <p>(1) 適切な工期の設定の取扱いについて</p> <p>ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。 <u>なお、最寄りの市町村内に入札参加有資格者が存在しない場合は、施工地から最寄りの有資格者が所在する市町村役場を起点とする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 通勤補正 通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。 <math>K = 1 + T / 480</math> K：補正係数（小数第 3 位四捨五入） T：90 分を超える通勤時間（分） なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>7 歩掛の補正 (略)</p> <p>(1) 適切な工期の設定の取扱いについて</p> <p>ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 通勤補正 通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。 <math>K = 1 + T / 480</math> K：補正係数（%、小数第 3 位四捨五入） T：90 分を超える通勤時間（分） なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

	改正後	現行
正	<p>7 歩掛の補正 (略)</p> <p>(1) 通勤補正について</p> <p>ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、<u>同一県内における</u>最寄りの市町村役場から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。 <u>なお、最寄りの市町村内に入札参加有資格者が存在しない場合は、施工地から最寄りの有資格者が所在する同一県内における市町村役場を起点とする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 通勤補正 通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。 <math>K = 1 + T / 480</math> K：補正係数（小数第 3 位四捨五入） T：90 分を超える通勤時間（分） なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>7 歩掛の補正 (略)</p> <p>(1) 通勤補正について</p> <p>ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 通勤補正 通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。 <math>K = 1 + T / 480</math> K：補正係数（%、小数第 3 位四捨五入） T：90 分を超える通勤時間（分） なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>